

魁クラブ 活動規約

1. 【名称】

本クラブは、「魁クラブ」と称する。

2. 【目的】

本クラブは、卓球競技活動に参加する者の自己実現を支援し、社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。

3. 【会員】

本クラブの会員の構成は以下の通りとする。

(1) 正会員：本クラブの目的に賛同し、運営や指導等を行う成人

(2) 活動会員：卓球競技を希望する前橋市立第一中学校の男子生徒その他の者のうち、本クラブが加入を認めた者

4. 【入会・退会】

本クラブへの入会・退会は、入会届・退会届の提出をもって行う。未成年者の入会届・退会届は、本人と保護者の署名を必要とする。

5. 【活動制限・除名】

会員や未成年活動会員の保護者の行為が、安全で円滑かつ協調的なクラブ活動に支障を及ぼす場合、会員の活動制限や除名をすることができる。

6. 【役員】

(1) 正会員の中から、次の役員を選任する。

・会長（代表者）・・・本クラブを代表し、また、クラブ活動全般の統括を行う。

・運営責任者・・・クラブの運営を行う。

・事務局長・・・クラブの運営に関する実務を行う。

・監事・・・会計を含む活動全般について監査を行う。

(2) 正会員の中から、次の役員を選任することができる。

・副会長・・・会長の補佐を行う。

・副事務局長・・・事務局長の補佐を行う。

・会計・・・会計に関する実務を行う。

・相談役・・・クラブ活動全般について助言を行う。

(3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。監事以外の役員・指導者を兼任することができる。

7. 【指導者】

(1) 正会員の中から、指導者を選任する。

(2) 指導者は、卓球競技活動の全体活動、技術指導を行う。

(3) 指導者の任期は1年とし、再任を妨げない。監事以外の役員を兼任することができる。

8. 【総会】

総会は、正会員の参加を原則とする。毎年1回総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

(1) 役員及び指導者の選任

(2) 活動報告・会計報告

- (3) 活動計画・予算案
- (4) その他重要事項の審議

9. **【活動場所】**

本クラブの活動拠点は、「前橋市立第一中学校 体育館及び卓球場」とする。

10. **【活動日時】**

本クラブの活動は、原則として、日曜日 8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0 の間の 3 時間以内（月 2 回）とする。諸事情に鑑み、活動日時を増減・変更することができる。

11. **【活動会員の会費】**

(1) 月会費は、原則として、その月にクラブが実施した活動 1 時間につき 2 5 0 円とする。練習試合や大会参加時等はこの限りではない。

(2) スポーツ安全保険料、大会参加費、遠征の交通費、備品等、クラブの運営や活動に必要な時は別途徴収する。

(3) 自己都合による会費の減額や返金を行わない。

12. **【傷病に関する責任】**

クラブの活動中及び活動場所への往復中に発生した傷病については、クラブ側では責任を負わない。ただし、その傷病についてクラブ側に重大な過失があった場合はこの限りではない。

13. **【私物の管理に関する責任】**

活動に参加した者の私物や貴重品の紛失・破損については、クラブ側では一切の責任を負わない。

14. **【未成年活動会員の保護者の責任】**

(1) 未成年活動会員の健康を管理する責任（熱中症対策等）

(2) 未成年活動会員の活動場所への往復中の安全を管理する責任

(3) クラブの規約、細則、指導・運営方針等を自ら遵守するとともに、未成年活動会員が遵守するように指導する責任

(4) その他、安全で円滑かつ協調的なクラブ活動のために協力する責任

15. **【スポーツ安全保険】**

(1) すべての活動会員は、自己の費用で加入する。

(2) 会長、運営責任者、指導者は、クラブの費用で加入する。

16. **【研修】**

役員または指導者は、前橋市または群馬県教育委員会が主催する指導者研修が実施される場合は必ず参加し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を深める。

17. **【報酬及び実費の支給】**

活動に必要な労務を行った者（非会員も含む）に対して、労務に対する報酬及び実費を支給することができる。

18. **【細則】**

本規約の実施に関し必要な事項は、細則に定める。

附則 本規約は、2025年7月9日より施行する。